

## 資料 C

### 令和 8 年度 地方税法税制改正について

自民・維新両党は令和 7 年 12 月 19 日、令和 8 年度与党税制改正大綱をまとめ、方針を固め、年度内に関係法令を改正し、4 月から施行する。

(令和 8 年 1 月 1 日発行：国保新聞より)

#### ◎限度額

保険料（税）の賦課（課税）限度額を 1 万円引き上げる方針

	令和 7 年度	令和 8 年度	
医療給付分	66 万円	⇒ 67 万円	1 万円増
後期支援分	26 万円	⇒ 26 万円	同額
介護納付分	17 万円	⇒ 17 万円	同額
計	109 万円	⇒ 110 万円	1 万円増

被用者保険との公平を図る観点から、限度額に達する割合を 1.5% とするよう見直しが行われ、中間所得層に配慮する見込み

- 対象は約 100 世帯で、影響額は約 90 万円  
(6,366 世帯 × 1.5% ÷ 100 世帯として)

#### ◎軽減判定

物価上昇（所得水準の上昇）の影響により、応益国保税の軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう

5 割軽減：

$$43 \text{ 万円} + 30 \text{ 万} 5 \text{ 千円} \times \text{世帯人数} \Rightarrow 43 \text{ 万円} + 31 \text{ 万円} \times \text{世帯人数}$$

2 割軽減：

$$43 \text{ 万円} + 56 \text{ 万円} \times \text{世帯人数} \Rightarrow 43 \text{ 万円} + 57 \text{ 万円} \times \text{世帯人数}$$

- 基本的には軽減範囲の変更ではないため、保険税に影響はない

※令和 8 年 3 月 31 日告示の見込み